

中小企業融資における

AI審査モデルの課題と活用の方角性

専修大学 商学部 准教授

尾木 研三

AI審査モデルを使って自動審査し、申込みから融資までをオンラインで完結する融資サービスから撤退する金融機関が出始めた。様々な理由が考えられるが、その一つにAI審査モデルの性能への過大評価がある。たしかに将来性の高い技術ではあるが、今のところ、審査員(人)を代替するようなレベルにはない。重要なのは、AI審査モデルという道具を使いこなすにはどうすればよいのかを考えることである。

近年、情報技術の進歩に伴ってAI審査モデルの技術が向上し、最新のモデルは、決算書の情報を使用した定量評価だけではなく、銀行口座やクラウド会計などの情報を使ったリアルタイムの実態財務の評価、製品や商品の評価サイトやネット通販の購買履歴といった情報から企業の技術力や経営者の資質などを判断する定性評価が可能になってきた。審査員にしかできないと思われてきた実態財務の評価や定性評価もAIで評価できる可能性が広がり、審査員を代替する技術としての期待が高まっているのである。将来を見据えて、AI審査モデルで自動審査し、申込みから借入れまでをオンラインで完結する融資サービスを取り組む金融機関も増え始めた。

スコアリングモデルや信用リスクモデル、格付モデルなどとも呼ばれるもので、多くの金融機関が使用している。評価結果はデフォルト確率や信用スコアで示され、一次格付けや融資審査の参考情報として利用されている。

しかし、実際に取り組んでみると、様々な課題が浮き彫りになってきた。まず、クラウド会計や評価サイトなど、モデルの開発に必要な情報が質や量ともに不足しており、当面は期待した精度を出すことが難しいことがわかった。しかも、注目されているAI審査モデルのタイプは、ブラックボックス型とよば

れ、AIがなぜ融資できない(融資できる)と判定したのかの解釈が難しい。解釈性を高める技術開発を進めているが、実用化には時間を要することも明らかになった。

このように、「判断のプロセスと結果の解釈性」が非常に重要な融資審査の分野においては、AIだけで審査判断をすることは、今のところ難しいと言わざるを得ない。審査員による判断やフォロワーが不可欠な領域は広く、AIが審査員を代替するというのは、少なくとも現時点では見当外れである。現状が明らかになるにつれて、時期尚早と判断してオンライン融資サービスから撤退する金融機関も出始めた。

一 はじめに

AI審査モデルは、主に決算書や属性情報などを用いて中小企業の信用リスクを評価する。

生成AIの可能性と法的論点

Part1(可能性編)

Part2(法的論点編)

第1回 生成AIの概要と可能性

※本連載は、ChatGPTに代表される生成AI活用の可能性および法的論点の2つの観点から各別に解説を進めるものである。

第一生命経済研究所
ライフデザイン研究部 主席研究員

柏村 祐



一 生成AIの注目度増

近年、AI技術の進化は目覚ましいものがあり、特に生成AIと称される分野に対する注目が高まっている。生成AIは学習したデータから新しいデータを生成するAI全般を指す。これらはいわば人間の創造性を人工的に模倣する試みであり、その可能性は無限である。

生成AIはオフィスワークの様々な分野で利用され、作業の効率化に貢献できる。その中でも特に注目すべき応用例としては、文章作成が挙げられる。生成AIは与えられた情報から文章を自動生成し、業務での作文負担を軽減する。次に、データ分析がある。生成AIは複雑なデータセットを高速に解析し、未来のトレンドを予測する能力も有している。さらに、スケジュール管理にも活用されている。AIはミーティングのスケジュールと優先順位に基づいてタスクを割り当てる。さらに、生成AIは翻訳にも利用され、高精度な自動翻訳を可能にしている。

顧客サービスの分野では、AIが顧客からの問合せ対応やサポートを自動で行い、対応速度と品質を向上させている。採用管理では、履歴書のスクリーニングや適格者の自動判定を行い、採用プロセスの効率化を達成している。営業支援の分野では、市場データの収集、分析、レポート生成を行い、営業活動をデータドリブンに進めることを支援している。

その他の広範な応用例としては、マーケティングにおける消費者行動の分析とターゲットマーケティング戦略の作成、ファイナンシャルプランニングにおける財務データの分析と予算策定、人事管理での従業員パフォーマンス評価と人事戦略の立案、リスク管理での事業リスク評価と緩和策策定、そしてプロジェクト管理でのプロジェクト進行状況のモニタリングとレポート作成などが挙げられる(図表)。

以上のように、生成AIはオフィスワークの多くの面で応用され、作業の効率化と自動化に大いに貢献する能力を有する。

そのため、今後もその応用範囲は拡大し続けると予想される。

二 生成AIの仕組み

この生成AIの仕組みは、大量のデータから学習し、その結果をもとに新たな情報を生成することが特徴である。その中心となるのは機械学習アルゴリズムであり、特にディープラーニングという手法が広く用いられている。ディープラーニングは、人間の脳のニューロンを模倣したニューラルネットワークを利用し、入力データから抽象的な特徴を自動的に学習する。

生成AIで特に用いられるアルゴリズムには、GPT(Generative Pretrained Transformer)事前学習モデル)などのトランスフォーマーベースのモデルがある。これらのモデルは、大量のテキストデータから学習し、文の構造や文脈、言葉の意味などを理解する。そして、学習した結果をもとに新たな文章を生成したり、質問に対する答えを生成したりすることが可能である。また、生成AIは、教師あり学習と教

第1回 ChatGPT等の生成AI活用に あたっの法的論点の全体像

森・濱田松本法律事務所
パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士

田中 浩之



森・濱田松本法律事務所
アソシエイト弁護士

堺 有光子



OpenAI社が2022年11月にリリースしたChatGPTが世界的な生成AIブームを牽引した。

ChatGPTのブームの前にはMidjourney社のStable Diffusion^{注1)}画像生成AIが流行していたが、ChatGPTのリリースにより生成AIブームが到来したことでこちらもますます広く普及するようになってきている。また、近時、音楽生成AIやプログラミング生成AIなど、様々な出力物を生成する生成AIが次々とリリースされている。

本稿では、連載を始めるにあたり、企業内でこれらの生成AIを活用する際に留意すべき法的論点について、その全体像を概観する。

なお、本連載では、必要に応じて、生成AIの独自開発に係る法的論点にも言及するが、基本的には、既存の生成AIを企業内で利用する際の留意点の紹介を主眼とする。

一 入力段階で留意すべき法的論点

生成AIの利用にあたっては、まず、プロンプト(生成AIへの指示/命令)にデータを入力することやファインチューニング(自社独自のデータを使い生成AIを特定のタスクに適合するように調整すること)のためにデータを入力することについての法的論点がある。まずは、著作物を入力することに関し、第三者の著作権侵害の可能性があり、著作権法に留意する必要があるが、他方で、入力したプロンプト自体に自社の著作権が発生するか、という点も問題となる。特に、ファインチューニングの場面における著作物の入力に際しては、例えば、画像生成AIの利用の場合には、特定の画風や肖像を出力させることを目的として、特定の画家の絵画や特定人の写真に限定して入力する(学習させる)行為が著作権法上許容されるのかという点やインターネット上で公開

されている著作物であっても、その利用規約等において、AI学習目的での利用が禁止されている場合や利用に際して出所明示義務等が課されている場合には、それらの内容を遵守する必要性についても検討が必要となる。

また、特に、対話型生成AIの利用に際しては、入力データに個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法との関係で、自社が示している利用目的との適合性や第三者提供規制・越境移転規制への適合性、入力の前提としてのデータ収集にあたっての要配慮個人情報の取得規制に留意する必要がある。

さらに、利用企業が自社で保有するデータを入力する場合には、不正競争防止法との関係で、自社の営業秘密や限定提供データ該当性の喪失が論点となるほか、第三者との間で機密として保護することを合意した機密情報を入力した場合には、当該第三者との間の機密保持義務違反も問題となる。